

# オンライン診療恒久化に関する意見

## 大石構成員提出資料

### 1. 初診からのオンライン診療実施に係る考え方 ←本検討会の対象範囲

- 初診は、かかりつけ医による実施を原則としつつ、例外も認めることにより、かかりつけ医がオンライン診療を行わない患者に対しても、オンラインでの診療を求めるニーズ、選択肢を保障すべき。

#### 原則

かかりつけ医による診療(受診歴のある患者)およびそれに準じる下記等の場合

- ・かかりつけ医等から診療録や診療情報提供書等を入手した場合
- ・人間ドックの結果や職場における健康診断の結果等がある場合
- ・地域医療情報連携ネットワーク等により情報が入手できる場合

#### 例外

- ①かかりつけ医がいない場合や、かかりつけ医がオンライン診療を提供していない場合で、かつ、かかりつけ医から診療録等が入手できない場合であって、初回のオンラインの診療後、対面診療が予定出来る等信頼関係が構築され、相互に合意があった場合
- ②患者の側に看護師がいて十分な意思疎通が図れる場合(D to P with N)
- ③患者が離島・へき地にいる場合 ※2次医療圏等に限定しない

### 2. 診療報酬上の取扱い ←本検討会の対象範囲外であるが、重要な検討内容

- オンライン診療に対する診療報酬上の制約を廃止し、対面診療と同等の取扱いとすべき。

※1及び2はパッケージとして議論し、オンライン診療恒久化の全体像が分かるようにすべき。

#### 対象疾患

医師の判断で制限なしに実施可能(※各学会でガイドライン等作成することを検討)

#### 実施方法

医師の判断で制限なしに実施可能

※初めの3か月は対面、3か月毎に対面等要件/緊急時30分以内要件/診療計画策定要件 の撤廃

#### 水準

対面診療と同等の点数を付与

#### 施設基準

1月当たりのオンライン診療料の割合(1割以下)制限の撤廃

#### その他

汎用機器の利用も可能である旨を明示する。

# (参考)

## オンライン診療の診療報酬上の取扱い（現行（本則）／特例的措置）

項目		現行(本則)の取扱い		時限的・特例的措置(R2.4.10事務連絡)
対象疾患		高血圧、糖尿病等の生活習慣病、 難病、てんかん、小児特定疾患 等 の一部の疾患に限定		制限なし
実施方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・初診から3か月間は、同一医師による対面診療を実施し、その後も3か月ごとに対面診療を実施</li> <li>・緊急時に概ね30分以内に対面診療が可能な体制を有していること</li> <li>・診療計画を作成していること</li> </ul>		制限なし
水 準		(参考)対面	オンライン	
	初診料	288点	—	214点
	再診料	73点	71点	73点(電話等再診料)
	医学管理料	225点～	100点	147点
施設基準		1月当たりのオンライン診療料の割合が <u>1割以下</u> であること		制限なし

## かかりつけ医の有無 (%) 日本医師会総合政策研究機構調査

